

愛知労働局発表

令和4年11月28日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監督課長 秋山 茂

統括特別司法監督官 堀口 健一

(電話) 052-972-0253

報道関係者 各位

外国人技能実習生の実習実施者に対する
令和3年の監督指導、送検等の状況について

愛知労働局(局長 しろた まさひこ 代田 雅彦)では、県内の14労働基準監督署(支署)が令和3年に技能実習生の実習実施者(技能実習生が在籍している事業場)に対して行った監督指導、送検等の状況について以下のとおり取りまとめました。

愛知労働局では、実習実施者に対し、監督指導を実施するなどにより、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなどの重大・悪質な事案については、送検を行うなど厳正に対応していきます。

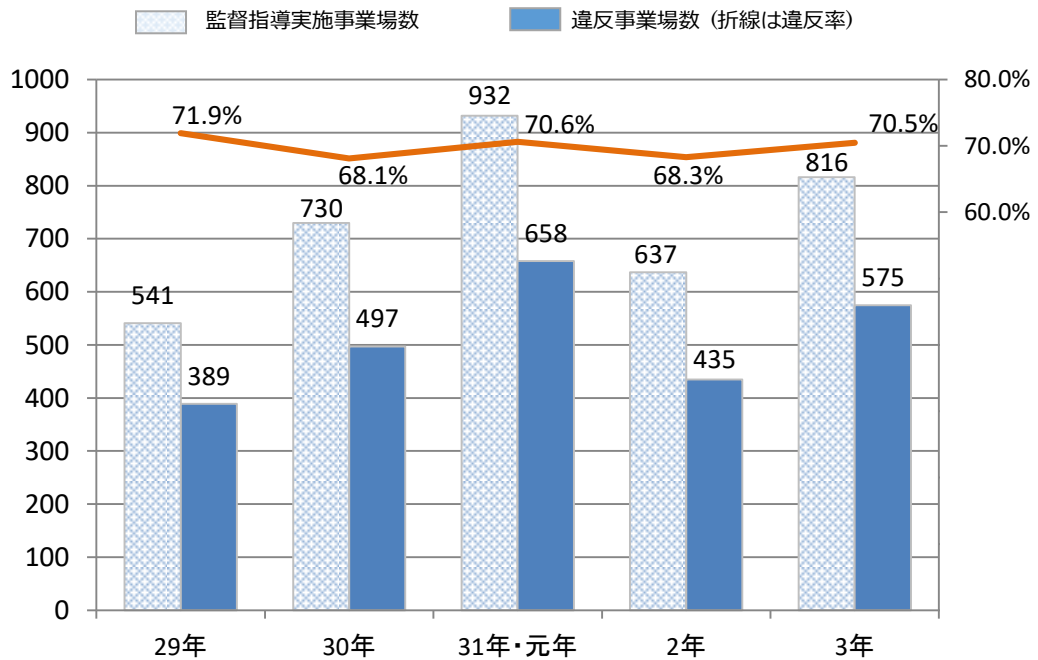
令和3年の監督指導・送検の概要

- 監督指導を実施した実習実施者：816事業場
- 労働基準関係法令違反が認められたもの：575事業場(70.5%)
- 主な違反事項
 - ①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 (193件、23.7%)
 - ②年次有給休暇 (164件、20.1%)
 - ③違法な時間外労働等、労働時間関係 (114件、14.0%)
- 重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したもの：0件

(詳細は次頁以降)

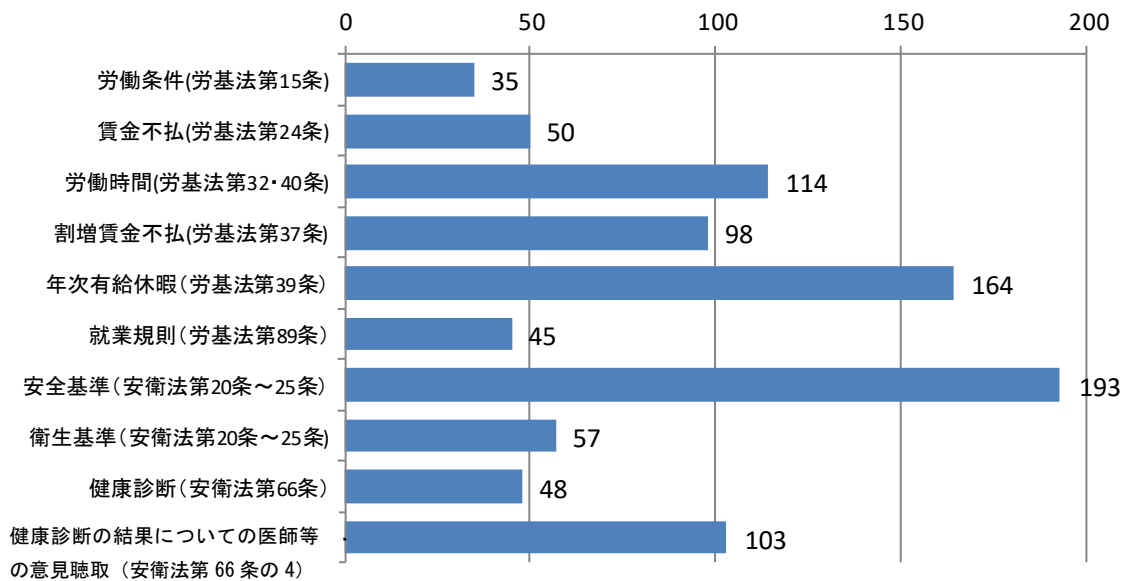
1 監督指導状況

- (1) 実習実施者816事業場に対し監督指導を実施したところ、70.5%に当たる575事業場に労働基準関係法令違反が認められた。



※ 実習実施者に係る違反事業場数、違反率については技能実習生以外の違反を含む。

- (2) 主な違反内容のうち、①安全基準（機械に安全カバーがない状態で作業を行わせていたもの等）、②年次有給休暇（取得の時季指定等）、③労働時間（36協定の限度を超える時間外労働を行わせていたもの等）の順で多かった。



【監督事例】 クレーン運転の特別教育、プレス機械の接触防止措置、年次有給休暇の時季指定について指導した事例

【概要】

- 工作機械部品の製造業の事業場に監督を実施したもの。
- 技能実習生は、クレーン運転、プレス加工等の作業を行っていた。
- クレーンを運転していた技能実習生に、クレーン運転の業務にかかる特別教育を実施していなかった。
- プレス機械に安全囲い等の接触防止措置を講じていないまま、技能実習生にプレス加工作業を行わせていた。
- 年次有給休暇の管理簿を作成しておらず、時季指定も行っていなかったため、年間5日以上 of 年次有給休暇を取得していなかった。

【指導事項】

- 1 クレーンを運転していた技能実習生に、つり上げ荷重5トン未満のクレーンを運転する場合に必要な特別教育を実施していなかったため、是正勧告した。

⇒ 労働安全衛生法第59条第3項
クレーン等安全規則第22条第1項（特別の教育）

- 2 プレス機械での作業を行う労働者の身体の一部が危険限界に入らないような措置（安全囲い等）が講じられていなかったため、是正勧告した。

⇒ 労働安全衛生法第20条
労働安全衛生規則第131条第1項（プレス等による危険の防止）

- 3 年次有給休暇の管理簿を作成しておらず、年10日以上 of 年次有給休暇が発生した日から1年以内の期間に、5日以上 of 年次有給休暇について時季を定めて与えていなかったため、是正勧告した。

⇒ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇の時季指定）
労働基準法施行規則第24条の7（年次有給休暇管理簿）

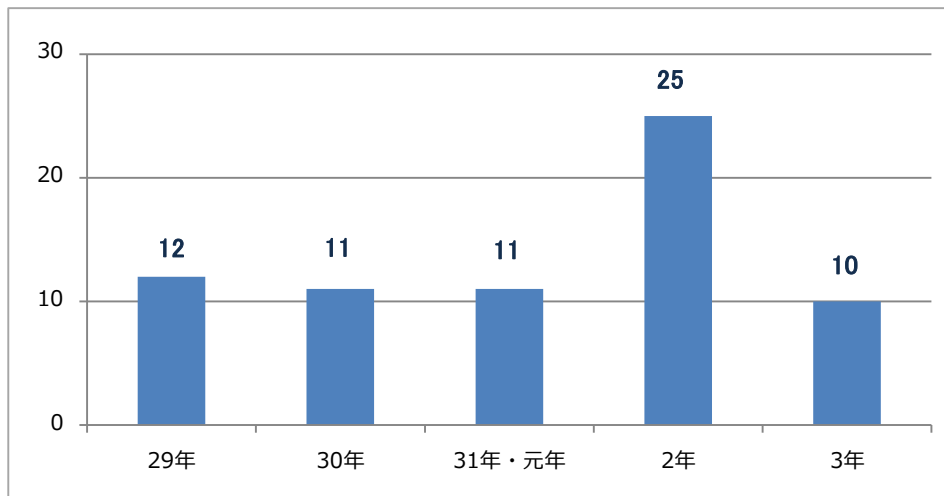
【指導の結果】

- 運転していた技能実習生に対し、特別教育を実施した。
- プレス機械に光線式安全装置（※）を設置した。
- 年次有給休暇管理簿を作成し、労働者ごとに有給休暇を取得した時季、付与日数、有給休暇が発生する基準日を明らかにした。また年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定を締結し、基準日から1年以内に有給休暇を5日以上計画的に取得させる運用を開始した。

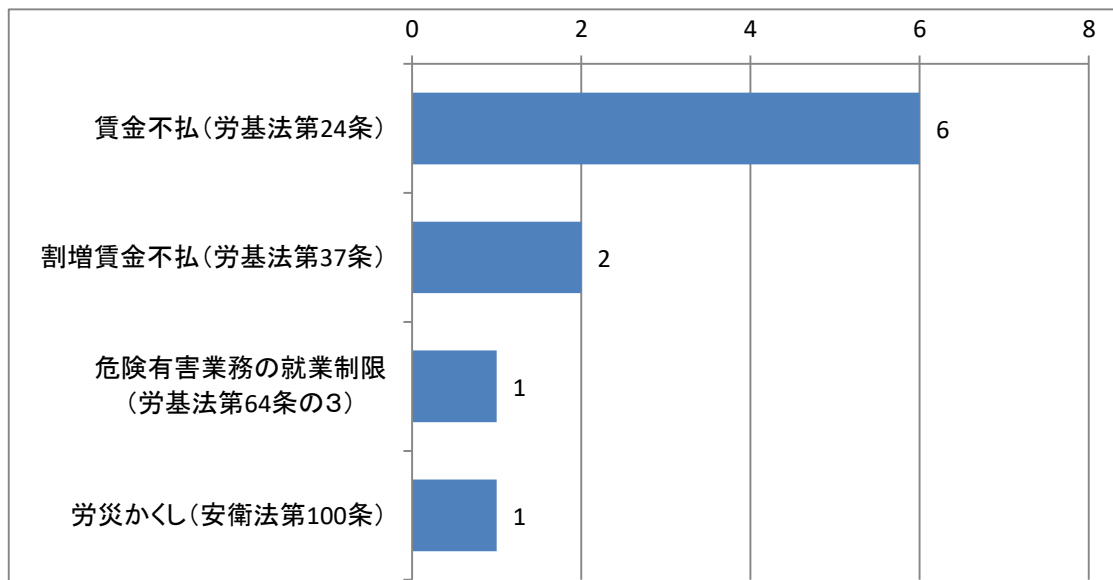
（※）光線式安全装置とは、手、指等で光束を遮断した場合に、プレスのスライダの作動を不可能とするもの。

2 申告状況

- (1) 技能実習生から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は10件であった。



- (2) 主な申告内容は、賃金の不払（6件）が最も多く、次いで割増賃金の不払（2件）、危険有害業務の就業制限（1件）、労災かくし（1件）であった。



<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上している。

【申告事例】（建設業）準備作業等の時間に対する割増賃金を支払っていなかったことを指導した事例

【概要】

- 建設業の事業場で働いていた元技能実習生から、「朝と夜の準備作業等の賃金が支払われない。」との申告が寄せられ、監督を実施したもの。
- 当初、事業場は現場以外での労働の指示は否定していたが、申告人が提出した資料等に基づいて事実関係を調査したところ、荷物の積み込み、積み降ろしといった準備作業等をさせており、割増賃金を適正に支払っていない事実を認めた。

【指導事項】

- 荷物の積み込み、積み降ろしといった準備作業等の時間分の割増賃金が支払われていなかったため、是正勧告した。

⇒ 労働基準法第 37 条違反（割増賃金の支払）

【指導の結果】

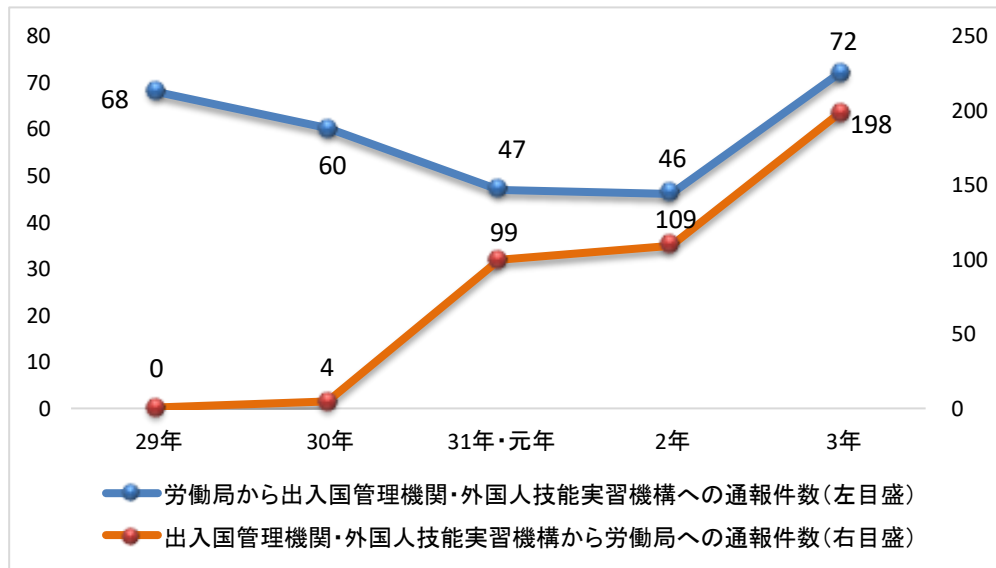
- 不払いとなっていた準備時間等について、事業場の実態調査を行わせた結果、確認できた時間に対し割増賃金が遡及して支払われた。

3 労働基準監督機関と出入国管理機関等との相互通報状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関では、出入国管理機関・外国人技能実習機構との間で、その監督実施等の結果を相互に通報している。

技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められたとして、労働基準監督機関から出入国管理機関・外国人技能実習機構へ通報した件数は72件（令和3年）であった。

出入国管理機関・外国人技能実習機構に通報した違反内容のうち、賃金の支払、機械の掃除等の場合における運転停止措置に関するものが多かった。



<注>平成31年・令和元年以降は、外国人技能実習機構からの通報を合わせて計上している。

4 送検状況

令和3年については、技能実習生に係る労働基準関係法令違反による送検事案はなかった。

